

平成 2 5 年 1 2 月 定例会

河 合 町 議 会 会 議 録

平成 2 5 年 1 2 月 3 日 開会

河 合 町 議 会

平成25年第4回（12月）河合町議会定例会会議録目次

○招集告示.....	1
第 1 号（12月3日）	
○議事日程.....	3
○本日の会議に付した事件.....	3
○出席議員.....	3
○欠席議員.....	4
○出席説明員.....	4
○欠席説明員.....	4
○議会事務局出席者.....	4
○開会の宣告.....	5
○開議の宣告.....	5
○町長のあいさつ.....	5
○会議録署名議員の指名.....	6
○会期の決定.....	6
○付議事件の一括提案理由の説明.....	7
○議案第49号の質疑、討論、採決.....	12
○議案第50号の質疑、討論、採決.....	16
○議案第51号の質疑、討論、採決.....	17
○議案第52号の質疑、討論、採決.....	17
○議案第53号の質疑、討論、採決.....	18
○議案第54号の質疑、討論、採決.....	19
○議案第46号から案第48号までと議案第55号の委員会付託.....	19
○散会の宣告.....	20
○署名議員.....	21

河合町告示第20号

平成25年第4回（12月）河合町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成25年11月29日

河合町長 岡井 康徳

1 期 日 平成25年12月3日

2 場 所 河合町議会議場

平成 2 5 年 1 2 月 3 日 (火曜日)

(第 1 号)

平成25年第4回(12月)河合町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成25年12月3日(火)午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第49号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第50号 河合町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第51号 河合町営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第52号 北葛城郡公平委員会規約の変更について
- 日程第 7 議案第53号 奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村等の変更について
- 日程第 8 議案第54号 奈良県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第 9 議案第46号 平成25年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第10 議案第47号 特別職の職員及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第48号 河合町子ども・子育て会議設置条例の制定について
- 日程第12 議案第55号 権利の放棄について
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第12まで議事日程と同じ

出席議員(13名)

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 馬場千恵子 | 2番 | 杵本光清 |
| 3番 | 吉村幸訓 | 4番 | 岡田康則 |
| 5番 | 森尾和正 | 6番 | 池原真智子 |
| 7番 | 西村 潔 | 8番 | 疋田俊文 |
| 9番 | 谷本昌弘 | 10番 | 中尾伊佐男 |
| 11番 | 岡井誠也 | 12番 | 辻井賢治 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	岡井 康徳	副 町 長	藤岡 和成
教 育 長	竹林 信也	総 務 部 長	竹田 裕昭
福 祉 部 長	中尾 博幸	住民生活部長	梅本 英則
まちづくり 推 進 部 長	東 正次	教 育 部 長	井筒 匠
総 務 部 次 長	澤井 昭仁	総 務 部 次 長	福井 敏夫
まちづくり 推 進 部 次 長	堀内 伸浩	総 務 課 長	木村 光弘
税 務 課 長	岡田 昌浩	安 心 安 全 推 進 課 長	森嶋 雅也
住民福祉課長	大西 孝幸	福祉政策課長	杉本 正範
社 会 福 祉 協 議 会 課 長	上村 豊	保健スポーツ 課 長	門口 光男
住民生活課長	西浦 清繁	環境衛生課長	大平 謙治
都市整備課長	中山 雅至	地域活性課長	山本 孝典
上下水道課長	石田 英毅	教育総務課長	御興 善弘
生涯学習課長	上村 欣也		

会議に従事した事務局職員

局 長	増田 善紀	主 事	堀内 一憲
-----	-------	-----	-------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（谷本昌弘） 本日、告示第20号をもって平成25年第4回定例会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

よって、平成25年第4回定例会は成立しましたので開会します。

◎開議の宣告

○議長（谷本昌弘） これより本日の会議を開きます。

◎町長のあいさつ

○議長（谷本昌弘） 町長、招集の挨拶を登壇の上願います。

○町長（岡井康徳） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 町長。

（町長 岡井康徳 登壇）

○町長（岡井康徳） 皆さん、おはようございます。

本日、第4回議会を招集いたしましたところ、全員元気でお揃いをいただきまして大変ご苦勞様でございます。

本日上程いたしておりますのは、議案第46号から議案第55号の10議案と報告第6号の1報告、合計11案件を上程させていただいております。

後ほど、副町長のほうから議案の説明をさせていただきますけれども、慎重なるご審議、ご決定賜りますことをぜひともお願い申し上げまして、招集の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（谷本昌弘） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により議長において、10番、中尾伊佐男議員、11番、岡井誠也議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（谷本昌弘） 日程第2 会期の決定を議題とします。

11月29日及び本日、議会運営委員会を開会していただいておりますので、森尾和正議会運営委員長より会期等について報告願います。

○5番（森尾和正） 議長。

○議長（谷本昌弘） 森尾委員長。

○5番（森尾和正） さる11月29日及び本日、議会運営委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

会期は本日12月3日より12月11日までの9日間といたします。

本日の議事日程につきましては、議案46号から第55号までの10議案、報告第6号の1報告を本日一括上程し、逐条審議いたします。報告第6号、議員発議1件については、最終日に上程し審議いたします。

なお、一般質問6名につきましては、12月10日に本会議を再開し、受付順位で行いたいと思います。

以上で報告終わります。

○議長（谷本昌弘） お諮りします。

会期等については、ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） ご異議なしと認めます。

よって、会期は委員長報告どおり本日3日より11日までの9日間と決定します。

◎付議事件の一括提案理由の説明

○議長（谷本昌弘） それでは、理事者の方より議案第46号から第55号までの10議案、報告第6号の1報告について、提案理由の説明を登壇の上願います。

○副町長（藤岡和成） 議長。

○議長（谷本昌弘） はい、副町長。

（副町長 藤岡和成 登壇）

○副町長（藤岡和成） それでは、平成25年12月定例議会に上程いたされました、議案第46号から議案第55号までの10議案、報告第6号の1報告、合計11案件につきまして、順次説明申し上げます。

議案第46号 平成25年度河合町一般会計補正予算についてでございます。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ3,181万円を追加し、予算総額を88億9,402万4,000円とするものでございます。

それでは歳出からご説明申し上げます。8ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費では1,883万9,000円の減額で、内容につきましては、財産管理費で土地開発公社借入金を10月末にて第三セクター等改革推進債を借入、返済したことにより、公社借入金に係る利子補給金2,373万円が不要となったため減額するものです。次に財政調整基金費で、財源調整として489万1,000円増額となっております。

3款民生費、1項社会福祉費では3,377万5,000円の増額で、内容につきましては、障害福祉費で精神障害者医療給付費の対象者数の増加により50万4,000円の増額、自立支援医療給付費として782万5,000円の増額、障害福祉システム改修に伴うデータ抽出経費として56万7,000円の増額、障害者自立支援に係る介護給付費として2,487万9,000円の増額となっております。

同じく2項児童福祉費では1,267万4,000円の増額で、内容につきましては、児童福祉総務費で、ひとり親家庭等医療給付費として217万8,000円の増額、未熟児養育医療給付費として115万6,000円の増額、平成27年4月から施行される「子ども・子育て支援新制度」に係るシステム構築費用として934万円の増額となっております。

9款教育費、2項小学校費では221万円の増額で、内容につきましては、小学校管理費で臨時講師賃金の増額となっております。

同じく3項中学校費では199万円の増額で、内容につきましては、中学校管理費で第二中学校の障害者用トイレ設置費用の増額となっております。

次に歳入についてご説明申し上げます。6ページをお開き願います。

11款分担金及び負担金、1項負担金で30万5,000円の増額。

13款国庫支出金、1項国庫負担金で1,677万7,000円の増額。

14款県支出金、1項県負担金で838万7,000円の増額。

同じく2項県補助金で634万1,000円の増額となっております。

以上、歳入歳出3,181万円の増額補正となっております。

議案第47号 特別職の職員及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定についてでございます。

このことにつきましては、特別職及び一般職の職員の給与を削減するため、条例を制定するものでございます。

内容につきましては、ここ数年、町税や地方交付税の減少傾向などで厳しい財政状況が続いており、今後の動向についても決して楽観視できない状況にあります。先行き不透明なこのような厳しい財政状況の中で、新たに平成26年度から第三セクター等改革推進債の元利償還を開始することで、財源不足が拡大する可能性があります。このための方策として、特別職及び一般職員の給与削減により、三セク債の償還財源の一部を確保するものでございます。削減対象及び削減率につきましては、土地開発公社の債務の累積を招いたという観点から、常勤特別職、町長、副町長、教育長は10%の削減、及び一般職のうち管理職員、総括部長、部長、次長は5%の削減、課長、局長、所長、園長、主幹につきましては3%の削減といたします。

この条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

議案第48号 河合町子ども・子育て会議設置条例の制定についてでございます。

このことにつきましては、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、審議会その他の合議制の機関として会議を設置するもので、保護者など子育ての当事者や専門家の意見を聞き、今後の子ども・子育て支援に関する事項について調査審議していただくための会議でございます。

組織構成は、①保護者、②子育て支援事業に従事する者、③学識経験者、④その他適任と思われる者で、定数は15人以内、任期は2年とするものでございます。

また、報酬は他の委員会の委員の例によりまして、5,000円とするものでございます。

この条例は公布の日から施行するものでございます。

議案第49号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についてございま

す。

このことにつきましては、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」の施行に伴い、河合町シルバー人材センターの名称が変更されたことによる用語の改正及び河合町土地開発公社の解散に伴い公社に関する規定を削除するものでございます。

なお、この条例中、シルバー人材センターに係る改正は、公布の日から施行し、土地開発公社に係る改正は、施行日を規則に委任し、解散認可の日から施行するものでございます。

議案第50号 河合町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）が、平成25年3月30日に公布されたことに伴う改正でございます。

改正内容につきましては、「上場株式等に係る配当所得等」について、特定公社債の利子が対象に追加されたことや、「株式等に係る譲渡所得等」の分離課税を「一般株式等に係る譲渡所得等」の分離課税と「上場株式等に係る譲渡所得等」の分離課税に改組したことに伴う所要の規定の整備をさせていただくものでございます。

この条例は平成29年1月1日から施行するものでございます。

議案第51号 河合町営住宅管理条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」（平成25年法律第72号）が平成25年7月3日に公布されたことにより、従来、法律の対象とされていた「配偶者からの暴力の被害者」に加え、「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力の被害者」についても法律の対象とされることに伴い、新たに対象となる方についてもこれまでの対象者と同様に町営住宅入居の際の同居親族要件が課されない者として取り扱うことができるよう一部改正を行うものです。

なお、この条例は、平成26年1月3日より施行するものです。

議案第52号 北葛城郡公平委員会規約の変更についてでございます。

このことにつきましては、奈良県広域消防組合が設立されることに伴い、北葛城郡公平委員会を共同設置する地方公共団体のうち、香芝・広陵消防組合が解散され、北葛城郡公平委員会を共同設置する地方公共団体でなくなるため、規約の一部を変更することについて地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第53号 奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村等の変更についてでございます。

このことにつきましては、奈良県広域消防組合が設立されることに伴い、奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村及び組合のうち、西和消防組合、宇陀広域消防組合、中吉野広域消防組合及び香芝・広陵消防組合が解散され、奈良県市町村総合事務組合を組織する組合でなくなるについて、地方自治法第290条の規定により議決を求めるものでございます。

議案第54号 奈良県市町村総合事務組合同規約の変更についてでございます。

このことにつきましては、奈良県広域消防組合が設立されることに伴い、奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村及び組合のうち、西和消防組合、宇陀広域消防組合、中吉野広域消防組合及び香芝・広陵消防組合が解散され、奈良県市町村総合事務組合を組織する組合でなくなるとともに、新たに奈良県広域消防組合を、奈良県市町村総合事務組合を組織する組合とするため、規約の一部を変更することについて、地方自治法第290条の規定に基づき議決を求めるものでございます。

議案第55号 権利の放棄についてでございます。

このことにつきましては、河合町土地開発公社の解散に伴い下記のとおり権利を放棄することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

権利の内容：町が河合町土地開発公社解散のために金融機関等へ代位弁済した総額28億6,590万円のうち、代物弁済として取得する土地の価格6億4,328万9,356円を控除した22億2,261万644円の債権。

権利の相手方：河合町池部1丁目1番1号 河合町土地開発公社。

放棄の理由：河合町土地開発公社の解散にあたり、上記債権の弁済の見込みがないため。

なお、代物弁済として取得する土地の価格の算定資料として、本日お手元に資料を配布いたしておりますので、参照していただきたいと存じます。

報告第6号 平成25年度河合町土地開発公社補正予算の報告についてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告するものでございます。

今回、補正いたしました内容につきましては、10月31日付けで第三セクター等改革推進債を借入れ、これにより河合町土地開発公社の借入先である南都銀行に26億3,090万円、葛城清掃事務組合に2億3,500万円、合計28億6,590万円の公社借入金の代位弁済を行いました。

このことにより河合町が公社に対する求償権を得たため、公社は河合町に対し公社の保有土地による代物弁済を行い、残りの債務については河合町が債権放棄する予定をしております。

す。代物弁済に際しまして、公社保有地の時価評価額が算出されましたので、これに伴う補正予算となっております。

それでは予算書1ページをお開き願います。

第2条、「業務の予定量」で用地処分面積31,481.16㎡を増加しております。このことにつきましては、今回すべての公社保有地を河合町に引き渡すため、補正後面積は公社保有のすべての面積となっております。

第3条、「収益的収入及び支出」についてご説明申し上げます。

収入の部、1款事業収益、1項公有地取得事業益では、代物弁済として公社から町に引き渡す土地の時価評価額が6億4,329万円であったことから、6億1,329万円の増額となっております。

2款事業外収益、1項受取利息では1万8,000円の減額。

同じく3項利子補給金では、公社借入金を10月末にて町が第三セクター等改革推進債を借入、代位弁済したことにより、公社借入金に係る利子補給金2,373万円が不要となったため減額するものです。

同じく4項雑収益では、1,000円の増額。

3款特別利益、4項その他特別利益では、代物弁済後の債務を河合町が債権放棄する額を債務免除益として22億2,261万1,000円増額するものです。

次に支出の部、1款事業原価、1項公有地取得事業原価では6億1,329万円の増額。

このことにつきましては、先ほど収入の部「公有地取得事業益」で説明いたしました内容の原価部分になります。

3款事業外費用、1項支払利息で2,373万円の減額。

このことにつきましては、収入の部「利子補給金」でも説明いたしましたとおり、公社借入金を10月末にて町が第三セクター等改革推進債を借入、代位弁済したことにより支払利息が不要になったため減額するものでございます。

4款特別損失、6項その他特別損失では2億8,968万7,000円の増額で、このことにつきましては、代物弁済に伴い時価評価を行ったことにより、貸借対照表価格との差額を代物弁済評価損として増額するものでございます。

第4条、「資本的収入及び支出」についてご説明申し上げます。

収入の部、1款資本的収入、3項借入金では28億3,590万円の減額。支出の部、1款資本的支出、6項借入金償還金では28億6,590万円の減額。

収入・支出ともに、今年度当初に南都銀行から葛城清掃事務組合に借り換えた1億1,000万円以外については、第三セクター等改革推進債を用いた償還により収支がございませんので、減額とするものでございます。

5ページをお開き願います。公有用地、特定土地明細表については、代物弁済として河合町にすべて引渡すことから補正後残高は0となっております。

借入金明細表についても今年度解散を予定していることにより0となっております。

6ページ損益計算書をお願いします。代物弁済や特別利益、特別損失により、今年度の純利益は19億3,045万7,000円となる予定となっております。

7ページをお開き願います。今年度末、解散時の貸借対照表でございます。借入金及び公社保有土地は0となり、残資産は普通預金と定期預金のみとなります。また負債がなくなったことにより解散が可能となります。

報告第6号につきましては、去る11月13日に開催されました、河合町土地開発公社理事会で承認されておりますことを報告いたします。

以上、上程いたされました11案件の説明とさせていただきます。

よろしく、ご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

◎議案第49号の質疑、討論、採決

○議長（谷本昌弘） 日程第3 議案第49号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○1番（馬場千恵子） はい。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） このシルバー人材センターなんですけれども、社団法人から公益社団法人へと名称が変わるということで、公益というふうになりますと、その基準なんですけれども、その18ある基準が河合のシルバーセンターの所でそれがクリアできるのかどうかっていうのと、シルバー人材センターのほうも事業の展開とかもこれからもどんどん起こって

くるかと思うんですけれども、その就労中の事故とか怪我等についてどんな対応されるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○福祉部長（中尾博幸） はい。

○議長（谷本昌弘） 福祉部長。

○福祉部長（中尾博幸） 今回シルバー人材センターが社団法人から公益法人というふうに変わっております。これにつきましては、一定の利益をあげるように努力してまいりたいというふうに思っております。

就労の状況なんですけれども、それにつきましては、現在会員数は約100名ぐらいおられます。その方々の今現在の希望職種の整理をしております。それと、事故の件につきましては今年度から強化事業ということで、安全対策パトロールというのを実施しまして、その辺をチェックをしながら事故のないようにするように指導するという形で、現在進めております。

○6番（池原真智子） はい。

○議長（谷本昌弘） 池原議員。

○6番（池原真智子） 基本的なことを教えてほしいんですけど、社団法人と公益社団法人の違いと、名称が変わることによってシルバー人材センターの仕事の内容とかに変化があるのかどうかを教えてほしいんです。

○福祉部長（中尾博幸） はい。

○議長（谷本昌弘） 中尾部長。

○福祉部長（中尾博幸） まず社団法人と公益社団法人ということで、社団法人につきましては基本的には社会に貢献するというんですか、公益につきましてはある一定の利益を生むこともできるというふうになります。ただ、名称が変わったということで仕事の内容、これにつきましては現在とあまり変わりはないと思っております。ただ事務処理につきましては、その辺の法的規制がかかるということにつきましては、それを守りながら進めてまいらなければならないというふうに思っております。

○1番（馬場千恵子） はい。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） 先ほどの安全対策の件ですけれども、近隣の人材センターの所で事故とかが起こっていて、その対応が問題になっているというか、十分対応しきれていない、個人の責任扱いになってしまったということもあつたりするので、県の段階では人材センター

における就労の扱いが、人材派遣という形になっていて請負的じゃないんですね。その就労されてる方の保険等も今後考えながら進めていかないと、利益をあげる団体ということで、事業展開も十分考えられますので、その辺り、今後どんなふうにご考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○福祉部長（中尾博幸） はい。

○議長（谷本昌弘） 中尾部長。

○福祉部長（中尾博幸） シルバー人材センターという性格上ですね、いわゆる高齢者の方の就労ということで、例えば仕事を受ける場合につきまして、一定の条件がございます。例えば高所の場合ですね、これは危険を伴う場合はお断りするとか、そういう部分では調整しながらですね、事故の少ないような仕事を受注するというふうになっております。保険につきましては、いろいろ議論がございますけれども、基本的には現在の保険制度の中身の見直しというんですか、いうのも考えていかなければならないかというふうには思っております。

○議長（谷本昌弘） 他。

○6番（池原真智子） はい。

○議長（谷本昌弘） 池原議員。

○6番（池原真智子） 公益になったら利益を埋めるというご回答だったんですけど、法人そのものが利益を生んでもよいということになるのかどうか一つ教えてほしいのと、事務処理に法的規制がかかるというご回答があったんですけど、具体的にはどんな法的規制がかかるのか教えてください。

○福祉部長（中尾博幸） はい。

○議長（谷本昌弘） 中尾部長。

○福祉部長（中尾博幸） まず利益につきましては、公益ですから一定の利益は産んでもいいというふうに思っています。事務処理につきましては、今までの社団法人と違いまして、公益になりましたので補助金の関係等の書類の出し方ですとか、その辺につきましては一定の規制がかかってくるというふうになっています。

○議長（谷本昌弘） 他、よろしいですか。

○7番（西村 潔） はい。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○7番（西村 潔） この条例の規定の中身は派遣を公益法人、名称が変わりましたが派遣ができる。過去にシルバーのほうに職員さんが派遣されたことがあるのか、あるいはこ

れから派遣するという考えがあるのか。もう一つはですね、この業務の法的な拡大ができるのかどうかですね。先ほどの答弁ではだいたい同じような内容ということですが、例えば規制の枠が緩和されていろいろな業務の拡大が期待できるのかどうかということですね。これについて説明お願いしたいんですけども。

○総務部次長（澤井昭仁） はい。

○議長（谷本昌弘） 澤井次長。

○総務部次長（澤井昭仁） まず職員の派遣の実績ということですが、そもそもこの条例を制定させていただいた時にも、確か西村議員に答弁させていただいたと思うんですけど、一応、想定ということで条例の整備をさせていただきました。現在のところ、こういう形でこの条例に基づいて派遣をしたという実績はございません。

○福祉部長（中尾博幸） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 中尾部長。

○福祉部長（中尾博幸） 業務の拡大について今ご質問なんですけども、今現在のシルバーの業務体制、それから就労の関係ですね、これ今現在整理をしております。それにつきまして、今の職種の中での拡大という形では考えておまして、今新たな部分の拡大というのは今後の検討ということでしております。

○議長（谷本昌弘） 他に。

○7番（西村 潔） はい。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○7番（西村 潔） 派遣ができる状況ということは、派遣する意思があれば派遣できると。業務の拡大というところに関連して、これから行政のいろいろなサービスを提供する上で、こういうシルバーをどのように活用するかということにかかってくると思うんですけどもね。そういう点で、施策としてシルバーをどのように考えているのかと。それともう一つ、今雇用関係ということでくわしいことわかりませんが、これはシルバーが元請けになって請けるのか、あるいは個人が、例えば業者さんと話をして請ける形になるのかですね、その辺のところでは保険つけるかつけへんかというところで考え方が変わってくると思うんですけども、その辺のところ会員さんに対してはどのような説明をされてるのかですね、それがちゃんと規定上配布されてるのかどうかということ、説明をお願いします。

○福祉部長（中尾博幸） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 中尾部長。

○福祉部長（中尾博幸） まず雇用関係につきましては、シルバーが元請けでございます。住民さんから依頼がありましたら、それをシルバーが請けまして、それからシルバーのほうから各会員さんのほうに業務を発注するという形になっています。

○議長（谷本昌弘） 他、ございませんか。
（「なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。
（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） ご異議なしと認めます。
これより、議案第49号の採決を行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の方举手願います。
（賛成者举手）

○議長（谷本昌弘） 全員であります。
よって、議案第49号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

◎議案第50号の質疑、討論、採決

○議長（谷本昌弘） 日程第4 議案第50号 河合町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。
質疑のある方、発言願います。

（「なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。
（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） ご異議なしと認めます。
これより、議案第50号の採決を行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の方举手願います。

(賛成者挙手)

○議長(谷本昌弘) 全員であります。

よって、議案第50号 河合町国民健康保険税条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

◎議案第51号の質疑、討論、採決

○議長(谷本昌弘) 日程第5 議案第51号 河合町営住宅管理条例の一部改正についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

(「なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) ご異議なしと認めます。

これより、議案第51号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(谷本昌弘) 全員であります。

よって、議案第51号 河合町営住宅管理条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

◎議案第52号の質疑、討論、採決

○議長(谷本昌弘) 日程第6 議案第52号 北葛城郡公平委員会規約の変更についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

(「なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) ご異議なしと認めます。

これより、議案第52号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方举手願います。

(賛成者举手)

○議長(谷本昌弘) 多数であります。

よって、議案第52号 北葛城郡公平委員会規約の変更については原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の質疑、討論、採決

○議長(谷本昌弘) 日程第7 議案第53号 奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村等の変更についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

(「なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) ご異議なしと認めます。

これより、議案第53号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方举手願います。

(賛成者举手)

○議長(谷本昌弘) 多数であります。

よって、議案第53号 奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村等の変更については原

案のとおり可決されました。

◎議案第54号の質疑、討論、採決

○議長（谷本昌弘） 日程第8 議案第54号 奈良県市町村総合事務組合規約の変更について
を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

（「なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） ご異議なしと認めます。

これより、議案第54号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（谷本昌弘） 多数であります。

よって、議案第54号 奈良県市町村総合事務組合規約の変更については原案のとおり可決
されました。

◎議案第46号から議案第48号と議案第55号の委員会付託

○議長（谷本昌弘） 日程第9 議案第46号、日程第10 議案第47号、日程第11 議案第48号、
日程第12 議案第55号の審議方法についてお諮りします。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） ご異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。

報告します。

議案第46号、議案第47号、議案第55号を総務常任委員会に付託します。

議案第48号を厚生常任委員会に付託します。

◎散会の宣告

○議長（谷本昌弘） 以上をもって、本日の日程はすべて議了しました。

本日はこれにて散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会します。

散会 午前10時41分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 谷本昌弘

署 名 議 員 中尾伊佐男

署 名 議 員 岡井誠也